

更新制について大切なお知らせ

令和元年10月1日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になりました

更新制のポイント

- ①指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ②更新を受けなければ、指定の失効となります。
- ③更新手数料は1万円です。
- ④更新までの有効期間は、下記のとおり、指定を受けた時期によって異なります。

給水の指定番号 (別添の一覧参照)	更新までの指定の有効期間
2～32	令和7年9月29日まで
34～62	令和3年9月29日まで
66～79	令和4年9月29日まで
80～112	令和5年9月29日まで
113～151	令和6年9月29日まで
152～	指定を受けた日から5年間

※必要書類は裏面参照

知立市上下水道部 水道課 水道工務係  
TEL : 0566-95-0133  
FAX : 0566-84-0057

## 更新の際の必要書類

### 個人事業主の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 住民票の写し（個人番号の記載のないもの）
- 給水装置主任技術者免状または主任技術者証の写し（全員分）

### 法人の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 登記事項証明書
- 定款の写し
- 給水装置主任技術者免状または主任技術者証の写し（全員分）

### 営業実態等に関する調査票について

- ・「営業実態等に関する調査票」とは更新手続きを行う際に、水道法に定める指定給水装置工事事業者の運営基準や営業内容等を確認することで、適切な助言及び指導につなげることを目的とするものです。
- ・更新時に確認した情報をホームページで公表することで、水道利用者が指定給水装置工事事業者を選択する際に有用となる情報を提供することが期待されます。
- ・ホームページでの公表の可否については、各指定給水装置工事事業者に判断をしていただきます。